

第 57 回兵庫県港湾審議会 総会

議 事 録

令和 2 年 2 月 17 日

兵庫県県土整備部

第 57 回兵庫県港湾審議会 総会

1 日 時 令和 2 年 2 月 17 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分

2 場 所 ラッセホール 地下 1 階 リリー

3 あいさつ 兵庫県県土整備部長 濱 浩二

4 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 部会長及び特別部会長の選出について

(3) 報告事項

①平成 29 年度総会以降の決議事項について

5 そ の 他 兵庫県の港湾に関する取組について

6 出 席 者

会 長	竹 林 幹 雄	
委 員	石 黒 一 彦	
〃	山 縣 宣 彦	
〃	田 沼 政 男	
〃	浦 隆 幸	
〃	若 松 康 裕	(代理) 河 野 通 弥
〃	水 田 裕一郎	
〃	松 本 泰 則	
〃	清 元 秀 泰	(代理) 松 本 秀 之
〃	稲 村 和 美	(代理) 森 山 敏 夫
〃	石 井 登志郎	(代理) 北 田 正 広
〃	伊 藤 舞	(代理) 山 城 勝
〃	泉 房 穂	(代理) 川 井 祐 輔
〃	岡 田 康 裕	(代理) 中 務 裕 文
〃	登 幸 人	(代理) 加 茂 幹 雄
〃	五 島 壮一郎	
〃	永 田 秀 一	
〃	中 島 かおり	
〃	柴 田 佳 伸	
〃	井 上 智 夫	(代理) 安 部 賢
〃	黒 崎 昭 夫	
〃	末 田 和 也	
〃	東 浦 博 明	
〃	吉 田 正 彦	(代理) 鶴 山 久

第 5 7 回兵庫県港湾審議会

日 時：令和 2 年 2 月 17 日（月）

場 所：ラッセホール 地下1階 リリー

○渋谷副課長 ただいまから、兵庫県港湾審議会総会を開催いたします。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます港湾課副課長、渋谷と申します。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

初めに、開会に当たり、兵庫県県土整備部長の濱より、御挨拶を申し上げます。

○濱県土整備部長 県土整備部長の濱でございます。本日は、大変お忙しい中、兵庫県港湾審議会の委員の皆様方には当総会にお集まりをいただき、厚くお礼を申し上げます。
また、平素より県行政に対しまして、深い御理解と力強い御支援を賜っておりますことを、この場をかりまして、改めてお礼を申し上げます。

兵庫県は昨年、県政150年を迎えまして、今年は、阪神淡路大震災から25年を迎えました。あのとき、復旧、復興で発行しました県債 1 兆 3, 000 億円を 3, 000 億円程度まで減らすことができまして、やっと収支不足を補う起債を発行せずに収支均衡の予算を組めるということで、長い行財政構造改革をやっと終えたという状況でございます。まだまだ、不安要素もたくさんございまして、安心はできませんけども、知事もこれからしっかりと投資をしていく時代になったと考えています。県土整備部も人口減少の局面にあっても、地域が活力を維持できるよう、地方創生を支えるために社会基盤整備をしっかりとやっていきたいと考えています。

港湾におきましては、国が進めております「生産性と成長力の引き上げの加速」、「国民の安心・安全の確保」、「豊かで暮らしやすい地域づくり」と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えています。

「生産性と成長力の引き上げの加速」に関しましては、物流機能の強化に必要な係留施設でありますとか、防波堤、航路・泊地等の港湾施設の整備、既存施設の機能を維持するための予防保全対策の実施、国際コンテナ戦略港湾でございます阪神港への集貨を促進するための、県管理港湾と阪神港との間のコンテナ貨物を海上輸送する国際フィーダー網の充実強化に取り組んでまいります。

また、「国民の安全・安心の確保」に関しましては、近い将来発生が懸念されており

ます、南海トラフ地震による最大クラスの津波に備えるため、津波防災インフラ整備計画に基づきまして、防潮堤の整備でありますとか、沈下対策を、さらに推進してまいります。加えまして、今年、日本海側での津波に備えるため、日本海津波防災インフラ整備計画を策定いたしました。これに関しましても、着々と進めてまいりたいと考えています。

「豊かで暮らしやすい地域づくり」に関しましては、姫路港の旅客ターミナルエリアのリニューアルや海浜などの水辺空間の整備などを進めるなど、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいと考えています。

まだまだ、予算厳しいときでございますけども、選択と集中を一層進めまして、社会基盤整備を進めてまいりたいと考えていますので、委員各位におかれましては、なお一層の御指導、御鞭撻をいただきますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○**渋谷副課長** ありがとうございます。なお、濱部長は、公務の都合により、これ以降、退席とさせていただきます。

○**濱県土整備部長** すみません。県議会で明日、補正予算の審議がございまして、その対応がございしますので、退席させていただきます。失礼します。

○**渋谷副課長** それでは、議事に入ります前に、本会の成立要件につきまして、御報告申し上げます。委員数３６名のうち、２４名の御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、兵庫県港湾審議会条例第５条第２項の規定により、本会は、成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本会は、兵庫県港湾審議会運営要綱第５条第３項に基づき、公開しておりますが、本日、傍聴の希望者はいらっしゃらないことを御報告申し上げます。

では、議事に入ります前に、本日、お配りしております資料の確認をさせていただきます。会議次第、出席者名簿のほか、総会資料としまして、資料１、兵庫県港湾審議会条例、兵庫県港湾審議会運営要綱、港湾法(抜粋)、港湾法施行令(抜粋)、兵庫県港湾審議会傍聴及び議事録閲覧に関する要領。資料２としまして、兵庫県港湾審議会委員名簿。資料３としまして、平成２９年度総会以降の審議事項について（報告）。資料４としまして、兵庫県の港湾に関する取り組みについて。なお、封筒には、参考資料としまして、パンフレット「ひょうごの港湾と海岸」を同封させていただいております。

さて、当審議会におきましては、令和2年1月11日をもちまして、条例第3条第1項の1号委員（学識経験のある方）と第2号委員（港湾利用者を代表する方）の任期が満了となっております。再任の方を含めまして、新たに委員の皆様方に御就任をお願いしましたところ、心よくお引き受けいただきました。ありがとうございました。

それでは、本日、御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、1号委員、学識経験のある方々です。

神戸大学大学院教授の竹林委員でございます。

○竹林委員 どうもよろしくお願いいたします。

○渋谷副課長 神戸大学大学院准教授の石黒委員でございます。

○石黒委員 石黒です。よろしくお願いいたします。

○渋谷副課長 一般財団法人みなと総合研究財団理事長の山縣委員でございます。

○山縣委員 よろしく申し上げます。

○渋谷副課長 次に2号委員、港湾利用者を代表する方々です。

兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長の田沼委員でございます。

○田沼委員 よろしく申し上げます。

○渋谷副課長 全日本海員組合関西地方支部長の浦委員でございます。

○浦委員 浦と申します。よろしくお願いいたします。

○渋谷副課長 兵庫県倉庫協会会長の若松委員の代理の河野専務理事でございます。

○河野代理人 河野でございます。

○渋谷副課長 姫路港運協会会長の水田委員でございます。

○水田委員 よろしく申し上げます。

○渋谷副課長 尼崎西宮港運協会会長の松本委員でございます。

○松本委員 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○渋谷副課長 東播港運協会会長の木下委員の代理の喜多事務局長でございますが、今、こちらのほうに向かっていると連絡がありましたので、いましばらく、お待ちいただきますよう、お願いいたします。

次に、3号委員、関係市町長の方々です。

姫路市長の清元委員の代理の松本商工労働部長でございます。

○松本代理人 代理の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 渋谷副課長 尼崎市長、稲村委員の代理の森山副市長でございます。
- 森山代理人 森山でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
- 渋谷副課長 西宮市長、石井委員の代理の北田副市長でございます。
- 北田代理人 北田でございます。よろしくお願いいたします。
- 渋谷副課長 芦屋市長、伊藤委員の代理の山城都市建設部参事でございます。
- 山城代理人 山城でございます。よろしくお願いいたします。
- 渋谷副課長 明石市長、泉委員の代理の川井都市整備室海岸課長でございます。
- 川井代理人 川井でございます。よろしくお願いいたします。
- 渋谷副課長 加古川市長、岡田委員の代理の中務建設部次長でございます。
- 中務代理人 中務です。よろしくお願いいたします。
- 渋谷副課長 高砂市長、登委員の代理の加茂治水対策室長でございます。
- 加茂代理人 加茂でございます。よろしくお願いいたします。
- 渋谷副課長 次に、4号委員、関係地方公共団体の議会の議員を代表する方々です。

県議会議員の五島委員でございます。

- 五島委員 五島です。よろしくお願いします。
- 渋谷副課長 県議会議員の永田委員でございます。
- 永田委員 よろしくお願ひします。
- 渋谷副課長 県議会議員の中島委員でございます。
- 中島委員 よろしくお願ひします。
- 渋谷副課長 県議会議員の柴田委員でございます。
- 柴田委員 柴田です。よろしくお願いします。
- 渋谷副課長 次に、5号委員、関係行政機関の方々です。

近畿地方整備局長の井上委員の代理の安部港湾空港部長でございます。

- 安部代理人 安部でございます。よろしくお願いします。
- 渋谷副課長 西宮海上保安署長の黒崎委員でございます。
- 黒崎委員 黒崎です。よろしくお願いします。
- 渋谷副課長 姫路港長の末田委員でございます。
- 末田委員 末田でございます。よろしくお願いします。
- 渋谷副課長 東播磨港長の東浦委員でございます。
- 東浦委員 よろしくお願ひします。

○**渋谷副課長** 神戸運輸監理部長の吉田委員の代理の鶴山海事振興部長でございます。

○**鶴山代理人** どうぞ、よろしく。

○**渋谷副課長** 続きまして、本日、所用により御欠席されております委員の方を御紹介させていただきます。1号委員の方です。流通科学大学教授の今西委員。大阪産業大学教授の田中委員。2号委員の方です。日本船主協会港湾委員会委員の新井委員。兵庫県商工会議所連合会副会頭の齋木委員。兵庫県商工会連合会会長の志智委員。3号委員の方です。播磨町長の清水委員。4号委員の方です。県議会議員の岸口委員。5号委員の方です。近畿経済産業局長の米村委員。姫路税関支署長の中西委員。尼崎税関支署長の小松委員。

以上で、各委員の御紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「会長の選出について」に係る議事を進めさせていただきます。委員の任期満了に伴いまして、会長の任期も満了となっております。当審議会の会長の選出につきましては、条例第4条第2項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。

推薦される方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

はい、お願いします。

○**石黒委員** 石黒です。竹林委員を推薦いたします。竹林委員は、大阪府地方港湾審議会の会長を既にお務めです。また、長らく、国の交通政策審議会港湾分科会の委員を務められていらっしゃいまして、港湾行政全般を熟知されていらっしゃいます。また、兵庫県の港湾審議会にも委員として参加をしてこられました。適任と考えます。御検討よろしくお願いいたします。

○**渋谷副課長** ただいま、石黒委員から竹林委員を御推薦いただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**渋谷副課長** ありがとうございます。

それでは、竹林委員に当審議会の会長をお願いいたします。

会長の竹林委員に御挨拶をお願い申し上げますとともに、運営要綱第5条の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、議事の進行についても、よろしくお願いいたします。

竹林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹林会長 ただいま御紹介いただきました、竹林です。先ほど、会長ということで選出いただきまして、これから務めてまいりますので、皆さん、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども、議事に入らせていただきます。条例第4条第4項の規定によりまして、会長の職務代理者を指名することになっております。これにつきましては、国土交通省で港湾局長を歴任され、現在、みなと総合研究財団で理事長として全国の港の港湾振興に御尽力されております、山縣委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、運営要綱第8条第2項に規定されております本日の議事録の署名人としまして、石黒委員と松本委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第2号議案の「部会長及び特別部会長の選出について」に移らせていただきます。条例第6条第1項及び運営要綱第9条により当審議会には、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る重要事項を個別に調査審議する姫路港部会、尼崎西宮芦屋港部会及び東播磨港部会、さらに、軽易な事項を調査審議する姫路港特別部会、尼崎西宮芦屋港特別部会及び東播磨港特別部会が設置されております。まず、各部会の委員についてですが、条例第6条第2項の規定により、会長が指名することになっております。

このことについて、事務局で作成していただいている案があるということですので説明をお願いしますでしょうか。

○女鹿主幹 ただいま、紙をお配りしておりますので、しばらくお待ちくださいませ。

ただいまお配りしました、部会及び特別部会委員の案となっております。A4で表裏になっております。部会の割り振りに際しましては、委員の皆様が所管されております地域を考慮いたしますとともに、より軽易な事項を調査審議していただく特別部会につきましては、影響が当該港湾に限定されることなどから、委員数を絞らせていただいております。

なお、名簿の中で、3号委員の方々の特別部会の欄に、かっこ書きで「尼特」、「東特」とありますのは、尼崎西宮芦屋港特別部会または東播磨港特別部会を開催する際に、代表される市町にかかわる事項を審議案件とする場合にのみ出席をお願いすることを意味しております。

こちらのA4の表裏が事務局案でございます。

○竹林会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から「部会及び特別部会の委員（案）」について提案がございましたけども、妥当な案であると思われますので、この内容で指名をさせていただきたいと思います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

では、部会長及び特別部会長の選出に移らせていただきます。条例第6条第4項の規定により、各部会長及び特別部会長は、各部会及び特別部会の委員の互選によって定めるということになっております。

各部会長については、各部会で決定すべきことですので、一旦、司会にお返ししたいと思います。

○渋谷副課長 はい。本来であれば各部会を開催の上、各部会の委員により各部会長及び特別部会長を決定すべきところではございますが、時間等の都合もございますので、皆様おそろいのこの場で決めていただきたいと存じます。

皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○渋谷副課長 ありがとうございます。

それでは、各部会長及び特別部会長について推薦される方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

山縣委員。

○山縣委員 はい、各部会長及び特別部会長につきましては、竹林会長に兼務していただくよう提案したいと思います。

○渋谷副課長 ただいま、山縣委員より、竹林会長が兼任してはどうかと御提案がございましたが、委員の皆様、ほかに御意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」）

○渋谷副課長 ないようでございますので、御提案のとおり、各部会長及び特別部会長は、竹林会長が兼任することによろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○渋谷副課長 異議なしとのことでございますので、各部会長及び特別部会長は、竹林会長をお願いいたします。

○竹林会長 どうもありがとうございました。

それでは、今、御指名いただきましたが、私のほうで各部会長及び特別部会長の役目を務めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、前回の総会以降に開催された部会における決議事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○**首藤計画振興班長** 事務局をしております港湾課計画振興班長の首藤でございます。よろしくお願いいたします。

私から、前回の総会以降に特別部会及び部会で審議いただいた港湾計画の軽易な変更及び港湾計画の改訂について、御報告します。

お手元の資料3をお願いいたします。一応、前にもスクリーンを映しておりますので、そちらでも構いません。

まず、尼崎西宮芦屋港の特別部会についてでございます。

平成30年10月26日に特別部会を開催し、事項としては尼崎西宮芦屋港港湾計画の変更（軽易な変更）についてでございます。内容につきましては、甲子園浜地区における土地造成と土地利用の変更を行っております。

変更理由としましては、右の下の図の右側に示しております、特に真ん中付近に赤のハッチで囲ってある部分がありますけれども、この部分、都市機能用地0.6ヘクタールというところで、河川事業としまして、新しい統合排水機場を設置するため、土地造成計画と土地利用計画を変更しています。

具体的には、その上流にございます2級河川 新川と2級河川 東川の河口部で高潮対策として、昭和40年代に設置しました防潮水門及び排水機場が建設後50年を経過し、老朽化が進んでいたことから、施設の更新が必要となっておりました。この更新に当たっては、現在の機能を生かした上で施設整備を行うことが必要であり、整備場所を検討した結果、両河川が合流する下流部で統合した新しい防潮水門及び排水機場を配置する計画としました。

この施設整備に伴いまして、水域の埋め立てを伴うことから、土地造成計画及び土地利用計画について、都市機能用地0.6ヘクタールを新たに位置づける変更としたものでございます。

なお、今、新川、東川排水機場の現在の工事の状況でございますけれども、防潮水門の工事に着手をしまして、二つの門柱を今、建設中でございます。並行しまして、水門の製作についても行っているところでございまして、今後、排水機場の工事にも着手し

て、令和8年度の完成を目指して、事業の進捗に努めていると聞いております。

続きまして、裏面をお願いいたします。二つ目、姫路港の部会についてでございます。

令和元年6月5日に姫路港部会を開催しまして、事項としては、姫路港港湾計画の改訂についてでございます。変更内容につきましては、その下、及び右側のページに表を記載し、左が変更前、右が変更後としておるところでございますが、少しわかりにくいので、今から改訂の概要と各地区毎に変更のポイントを御説明いたします。

1 ページめくってください。姫路港港湾計画の主な改訂内容について、説明いたします。図に記載しております赤字につきましては、今回、新たに計画に位置づけるものや既定計画の内容を変更したものを示しております。また、青字につきましては、既定計画どおりで、このたびの計画においても引き続き位置づけているものでございます。

今回、姫路港の港湾計画の改訂の目標年次は令和10年代前半としまして、必要となる港湾機能を計画に位置づけております。なお、今回の港湾計画改訂につきましては、四つの目的、柱を設定しております。

まず、一つ目の目的、柱は四角の箱の左から2番目、緑色で記載しております「物流機能の強化」でございます。効率的な荷役や円滑な物流輸送を実現するため、大水深岸壁の整備や臨港道路の整備を位置づけています。

具体的には広畑地区で既定計画どおり、－14m岸壁を計画に位置づけました。これは2バース計画されているもののうち、1バースは既に供用済みであり、残りの1バースを引き続き整備するというものでございます。また、広畑地区から国道250号までの物流機能を円滑にするため、現行2車線で計画整備されております臨港道路広畑線の4車線化を新規計画として、今回、計画に位置づけております。浜田地区や網干沖地区から広畑地区への埠頭間連絡、貨物の輸送を円滑にするための臨港道路網干沖線の整備を既定どおりとしております。

二つ目の目的、柱は左側の四角「開発空間の確保」でございます。姫路港の背後圏には住宅地などと混在した工場がございまして、将来は臨海部に進出したい企業からの要請がございました。これらの要請にこたえていくため、港湾の維持、浚渫土などを活用した埋め立てにより工業用地などを創出します。

具体的には、浜田地区及び網干沖地区で埋め立てを行うとともに、工場などが立地しやすいよう土地利用計画を工業用地に変更します。なお、網干沖地区の一番右端部分につきましては、港湾計画の目標年次の期間内に埋め立てが終了しないため、海面処分用

地としております。そして、広畑地区では、既に供用中の土地で工場等への分譲が検討されていることから、工業用地に変更するものです。

それから、三つ目の目的、柱は右下の四角「交流人口の拡大」でございます。こちらは、平成30年3月に策定しました旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づき、須加地区で実施する各施設を今回計画に位置づけるものです。

各施設の具体的な内容は、後ほど御説明いたしますが、公共埠頭計画、フェリー埠頭計画、旅客埠頭計画、外郭施設計画を位置づけるものです。

最後、四つ目の目的、柱は一番下の四角「自然環境の保全・創出」でございます。姫路港に残された豊かな自然環境を次世代につないでいくため、大塩・的形地区では、自然的環境を保全する区域に位置づけるとともに、浜田地区などでは、海浜計画を位置づけております。

下のページをお願いいたします。ここから今回の姫路港港湾計画改訂の内容につきまして、地区毎に少し説明させていただきます。左側に現行の既定計画、そして、右側に今回計画を並べております。

まず、浜田地区からです。浜田地区では、過去に貯木場として使用されてきました海面部分において、今後も利用が見込めないことから、既定計画どおり埋め立て、海面処分用地としていた土地を工業用地に変更しました。あわせて、貯木場の右隣の港湾関連用地も工業用地に変更します。

係留施設につきましては、計画しておりました北側の-7.5m岸壁を削除し、背後の0.9ヘクタールも現状の利用に合わせて、港湾関連用地に変更しました。また、この網干・浜田地区の埋立地の先端部分になりますが、航路や泊地の新設により発生した浚渫土を有効利用し、浅場や藻場などの海浜計画1,500mを新たに位置づけます。

次に、右側の網干沖地区でございますが、こちらも既定計画どおり埋め立てを推進し、これまで、都市開発、都市再開発用地、港湾関連用地、埠頭用地、緑地としていたものを、工業用地と海面処分用地に変更します。また、図面の右端に点線で示している部分がございまして。これは網干沖地区の右端部分の埋め立てが目標年次の期間内に終わらないことから、岸壁や航路などの公共埠頭計画や水域計画を将来構想としているものです。

次のページ、左側をお願いします。続きまして、吉美地区及び広畑地区について、説明いたします。こちらの地区につきましては、左下の部分、網干沖地区と広畑地区をつ

なぐ臨港道路網干沖線について、橋梁の下を航行する船舶のマスト高を考慮し、桁下空間を24mから30mに変更しました。また、広畑地区の-14m岸壁については2バース分で、延長520mとし、あわせて、前面の泊地、面積も変更してございます。

次に、臨港道路広畑線につきましては、4車線で計画している臨港道路網干沖線と現在、検討が進められています播磨臨海地域道路に挟まれた中の臨港道路となり、物流を含めたアクセス機能として、現行の2車線ですとボトルネックとなる可能性があるため、これを4車線化する内容としております。また、広畑地区の企業立地動向に対応するため、企業自身が所有や埋め立て計画を持っている港湾関連用地と都市再開発用地を工業用地に変更しました。

下のページをお願いします。こちらは、先ほど御説明しました、網干沖地区から、広畑地区の-14m岸壁、臨港道路網干沖線、臨港道路広畑線の位置関係について、航空写真を使って示しております。②の臨港道路網干沖線と③の臨港道路広畑線、4車線化が完成しますと、西側の浜田地区及び網干地区から広畑地区はもとより、図面の右上に青の矢印がありますが、播磨臨海地域道路が計画されておまして、そこまでのアクセス強化が可能となります。浜田地区の貨物を広畑地区の公共埠頭で取り扱うことや、播磨臨海地域道路から、網干地区までの貨物を円滑に運搬することができるようになるなど、公共埠頭整備と臨港道路整備により、姫路港の物流機能のさらなる強化や企業産業活動に大きく寄与できるものと考えております。

次、右のページをお願いします。続きまして、飾磨地区、須加地区、中島地区についてでございます。

飾磨地区及び須加地区では、姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づきまして、各施設を港湾計画に位置づけます。

詳細につきましては、下の写真の図面のほうをお願いいたします。左側が現状、右側が計画内容となっております。まず、左側をご覧ください。この地区では、黄色の船を示しております。その中で見ていただければわかるかと思いますが、現在、家島・坊勢行きの小型の旅客船や小豆島行きのフェリーが旅客船棧橋及びフェリー埠頭を利用しているところです。また、その左側、飾磨津公園南の物揚げ場では、ピンク色で示しておりますとおり、家島・坊勢行きの貨物船が荷役を行い、さらに、その南側の岸壁ではセメント船が利用しています。そして、さらに、その南側の耐震強化岸壁の前では、クルーズ船が利用しています。このように旅客関係の船舶利用と貨物船の利用が混在して

いまして、それぞれの動線が輻輳し危険です。これらを解消する目的で右側の図面に示しておりますとおり、旅客船、フェリー、クルーズ船を旅客ターミナル付近に集約するとともに、一般貨物の船は現在のフェリー栈橋付近に集約する計画になっております。これによりまして、旅客と貨物の住み分けを図り、動線の効率化、安全性の確保を目指していきます。なお、一部、クルーズ船が着岸するバースにセメント船が残りますが、姫路港のクルーズ船の入港頻度は年間10回程度であることなどを踏まえまして、バース調整で対応できるものというふうに考えてございます。

上の図面をお願いします。先ほど説明しました、リニューアル計画に基づきまして、右側の図面の中段、青字で示しておりますように、公共埠頭の－3.5m物揚場2バース、小型栈橋2基、フェリー栈橋1基、さらに左上の青字の－5m岸壁1バース、－7.5m岸壁1バースを計画削除し、新たに赤字部分の－3.5m物揚場2バース、小型栈橋3基、フェリー栈橋1バースを位置づけます。

また、外郭施設計画としまして、防波堤200mを位置づけますとともに、一般貨物との併用となりますが、旅客船埠頭計画として、－10m岸壁340mを位置づけております。

次のページをお願いします。このページは、先ほど御説明しました、旅客船ターミナルエリアリニューアル基本計画に基づき、今回、計画変更となります各施設、現有施設の配置を示したものでございます。赤色で示したところが、今回、新たに計画に位置づけたり、変更したりする施設でございまして、青字で示したものが、廃止する施設となっております。

続きまして、下の図面をお願いします。妻鹿日田地区、妻鹿地区でございます。この地区には、かつて大規模な製油所が立地しておりましたが、現在は撤退し、別の企業が進出しております。製油所時代に計画され、実施されなかった危険物取扱施設計画につきましては、事業者の撤退に伴いまして計画から削除します。

右側の図面に、上のほうに赤く着色している部分につきましては、姫路市の中央卸売市場が移転する計画があることから、工業用地のうち、10ヘクタールを都市機能用地に変更いたします。

右側のページをお願いします。最後に姫路港東部にあります福泊地区、的形地区、大塩地区についてでございます。こちらの地区につきましては、背後の塩田を活用した住宅等の開発に付随してマリーナ計画がございました。社会経済事情により、塩田開発は実施の目途、見通しがなくなり、マリーナについては、港内の放置艇は、網干などの既存

の係留施設や、民間マリーナなどで収容可能となったことに加えて、マリーナ自体の事業化の目途が立たないことから、今改訂で計画削除しました。また、福泊地区、的形地区は、姫路港の中で自然の海岸線が残っている唯一の地区で、これらを保全するために、自然的環境を保全する区域として、位置づけることとします。

姫路港の改訂は以上でございます。

なお、尼崎西宮芦屋港の軽易な変更並びに姫路港の港湾計画につきましては、原案に対して妥当として、「異議なし」の答申をいただきまして、その後、港湾計画の変更手続として、県の広報に掲載し、公示しているところでございます。

前回の総会以降の港湾計画変更についての御報告を終わらせていただきます。

○竹林会長 はい。どうもありがとうございます。

本日の議事につきましては、これで全て終了いたしました。皆様方の御協力によりまして、円滑に議事が進行できましたことをお礼申し上げます。

総会で予定しておりました議事ですが、これで終了いたしました。この際ですので、各委員の先生方から何か御意見、あるいは、御質問等、ございましたらお願いします。

はい。無いようでありますので、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。

では、司会は事務局にお返ししたいと思います。

○渋谷副課長 はい。竹林会長を始め、委員の皆様ありがとうございます。

最後になりましたが、せっかくの機会ですので、兵庫県の港湾に関する最近の話題につきまして、港湾課長の達可より御報告申し上げます。

○達可港湾課長 港湾課長の達可でございます。本日は委員の皆様方、お忙しいところ御出席賜りまして、本当にありがとうございます。また、スムーズな総会の審議ありがとうございました。

せっかくの機会でございますので、最近の兵庫県の港湾の取り組みに関しまして、お配りしております資料の4、前のスクリーンにもお示ししながら、簡単に私のほうから、ご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

目次でございます。大きな話として3点、一つは、国の最近の動き、それを受けまして、現在、兵庫県で港湾・海岸関係で取り組んでおります諸施策、そして、県が管理しております、それぞれの港湾における代表的な取り組み内容について、資料に沿って説明させていただきます。

まず、国の最近の動きでございます。もう皆さん、よく御存じかと思いますが、

港湾の中長期政策「PORT 2030」が平成30年7月に公表されています。2030年ごろの将来を見据えまして、我が国の発展、国民生活の質の向上ということで、港湾が果たすべき役割、今後特に推進すべき港湾政策の方向性等について、国のほうで取りまとめられています。

それを受けまして、令和元年6月27日、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」が変更されています。これらに基づきまして、我々は港湾の整備について、今後進めていきたいと考えています。

それから、令和2年の2月には、港湾法の一部改正ということで、2月14日の施行になっていますが、国際基幹航路の維持・拡大に関する取り組みの強化というもので、関係条文が追加されています。

それから来年度に向けまして、国の港湾局関係予算といたしましては、先ほど、部長から、簡単に挨拶の中で触れさせていただきましたけれども、4分野の取り組みということで、「生産性と成長力の引き上げの加速」、それから「豊かで暮らしやすい地域づくり」、「国民の安全・安心の確保」、そして「被災地の復旧・復興」という取り組みを強力に推進すると国のほうで来年度予算を組んでいただいているところでございます。

次に、それらを受けました兵庫県の施策について、御紹介させていただきます。

これが県の社会基盤整備、港湾を含む道路河川等、全ての社会基盤整備の体系表でございます。このうち、真ん中の欄、赤で示しておりますところが、我々港湾に係する事務でございます。全体といたしましては、自然災害に備える防災・減災対策の強化、それから、日常生活や地域を支える社会基盤の充実、次世代につなぐ社会基盤の形成、「備える」、「支える」、「つなぐ」という3本の柱に基づいて、我々県では社会基盤の整備を進めておりまして、そのうち一つ目の柱、「備える」の中で、南海トラフ地震に備える地震・津波対策、あるいは、一昨年の台風等による高潮被害などを見据えまして、頻発する風水害に備える総合的な治水対策というものを推進しています。それから、県の三つ目の柱であります「つなぐ」というところで、港湾の機能強化・利用促進、さらには、計画的・効率的な老朽化対策、水辺の環境づくり等々に取り組んでいるところでございます。

続きまして、それぞれの項目について、簡単に説明させていただきます。

まず、最初は、地震・津波、高潮対策でございます。自然災害に備える対策といたしまして、まず一点目、津波防災インフラ整備計画、これは南海トラフ地震に対する津波

防災力の強化、それから、日本海津波防災インフラ整備計画、日本海で発生する津波に対しても同様に取り組むを行っていくということで、それぞれ、平成27年、平成31年に計画を策定いたしまして、これらに基づいて、順次、整備を進めているところでございます。

次に、高潮対策10箇年計画でございます。一昨年の台風第21号によりまして、大阪湾では、既往最高潮位を観測いたしまして、これまでの想定を上回る高波の影響により浸水被害が発生いたしました。それを受けまして、浸水が発生した箇所につきましては、再度災害防止の観点から緊急対策を急ぎ実施しているところでございますし、それ以外の、県が管理する海岸線全てにつきまして、再度、高波を見直すことを行いまして、必要などころについては、10箇年計画を取りまとめて、順次整備を進めていきたいと考えているところでございます。

次、二点目でございますが、港湾の機能強化・利用促進でございます。

そのうちの一つ目、港湾施設の整備推進につきましては、総合的な物流体系の一環として、また、物流・産業拠点としてふさわしい港湾機能の強化を図っていきたいと思っております。姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港等の港湾施設の強化を随時図ってまいります。

続きまして、港湾利用促進でございます。内航フィーダー網の充実強化といたしまして、阪神港への集貨、それからその他、姫路港等で取り組んでいます、国道2号バイパス等の沿道環境の改善等を目的といたしまして、航路維持・開設に向けた県単独での助成事業等を実施させていただいております。

例えば、東播磨港の高砂西地区では、クレーンリース料の助成、それから、姫路港と阪神港間の航路開設をするための助成事業、これらを実施させていただいております。また、港湾の使用料の減免等についても、順次実施させていただいているところでございます。

続いて、三点目でございます。老朽化対策でございます。県では、港湾施設を含む全ての社会基盤施設につきまして、ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画に基づきまして、点検に基づく対策を実施しているところでございます。赤で記載しておりますように、港湾施設につきましても、防潮堤、岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設につきまして、老朽化の激しいものから順次対策を講じているところでございます。

四つ目といたしまして、水辺の環境づくりでございます。尼崎西宮芦屋港の尼崎運河

では、再生事業ということで、親水空間の形成と、水辺環境を改善するために、親水護岸を整備しておりまして、学校などの関係機関と連携して、環境学習等を行っているところでございます。また、運河そのものを知ってもらう、あるいは、魅力アップにつなげるために、各種取り組みを住民の方々と一緒に行っているところでございます。

続きまして、それぞれの港湾における取り組みを簡単に紹介させていただきます。

まずは、国際拠点港湾であります姫路港でございます。先ほど、港湾計画の改訂のときにも簡単に御紹介させていただきましたけれども、姫路港の旅客ターミナルエリアのリニューアル、来年度から本格的にターミナルの再編整備事業に着手してまいりたいと考えています。

次のページでございます。クルーズ船の誘致でございます。去年は、姫路港が開港60周年ということで、積極的にクルーズ船の誘致等を行ってまいりました。さまざまなおもてなし行事、あるいは、地域住民の方々の機運醸成等を図りながらクルーズ船の誘致を進めてきたわけでございますが、引き続き、定期的にクルーズ船に入港いただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えています。

続きまして、尼崎西宮芦屋港でございます。尼崎にありますフェニックスの事業用地の土地利用の推進を進めています。昭和60年に港湾計画に位置づけまして、廃棄物による埋め立て土地造成等々を進めてきました。竣工した埠頭用地では、現在、在阪工場で生産した完成自動車を出したり、それから、鉄鋼事業者が物流センターとして利用されております。今年度も一部、土地について、分譲させていただいたところでございます。

続きまして、東播磨港でございます。高砂西港区では、再編整備事業といたしまして、県民や学識の経験者皆さん、それから、企業等が参画いたします協議会で、未来に向けた港づくりの構想をつくりまして、再編整備事業を実施したところでございます。埠頭用地を再編整備いたしました公共埠頭では、神戸港への内航コンテナ船が、今、就航しているような状況でございます。

4番目、その他の地方港湾におきましても、適宜事業を進めておるところでございますが、トピックといたしましては、明石港でございますが、淡路島と結ぶ航路が今もありますけれども、年間70万人を超える人たちに利用していただいております。一方で、東外港地区、もともとフェリーが発着等していた地区ですけれども、フェリー事業がなくなって、主に砂利の取り扱いをしていたところですので、その地区につきまして、明石市の中心市街地活性化基本計画において、市街地の南の拠点に位置づけられている

ことから、その再編整備を行うということで、平成30年に3月に再開発計画を取りまとめたところでございます。砂利を取扱っていた岸壁について、この度、用途を変更するというので、いよいよ新たな再開発事業の実施に向けまして、今後の事業者公募等の取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

誠に簡単ではございますけれども、現在取り組んでおります、兵庫県における港湾、海岸について、御紹介させていただきました。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、さまざまな場面で御意見を頂戴させていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の報告はこれで終わらせていただきます。

○渋谷副課長 それでは、本日の総会はこちらをもちまして、閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

なお、この建物、この同じ地下1階にございますパンジーの間におきまして、15時から、第1回尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会を開催いたしますので、御出席の委員の方々は引き続きよろしくお願いいたします。

(署名人) _____ 印

(署名人) _____ 印